8　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合は、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	［新設］
9　「所得割額 $\left(㊷\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑳」から「収入割額 $\left(㊺\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉓」まで及び「特別法人事業税額 $\left(㉔\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉕」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合は、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	［新設］
10　法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。	8　法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。
11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊷」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。	9　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉛」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
12　「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。	［新設］
第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）	**第六号の三様式（その２）**（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙四十六　挿入］	［様式　別紙四十五　挿入］
第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）	**第六号の三様式（その２）**（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第６号の３様式（その２）記載要領	第６号の３様式（その２）記載要領
１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。	１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
［２～６　略］	［２～６　同左］
７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の５ロ、ハ又はホ（政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。